

## 「行財政計画（素案）」から（案）への主な変更内容

【本編】（なお、「具体的取組編」については、以下の本編の加筆修正に即して変更）

項目	変更内容	頁（案）	素案	案
く な ぜ 、 今 、 改 革 か （ は じ め に ） く	<求められるのは府政の構造改革>に、府の現状と改革に対する認識を加筆。	1 (6行目～)	しかし、今後、右肩上がりの経済成長は望めません。分権型社会に向けた改革をはじめ、戦後50年以上続いた社会経済システムの構造を大きく見直していくことが、我が国全体の大きな課題となっています。 府としても、限られた財源のもとで、府民の安全・安心を守り大阪の活力を生み出すために何をすべきかを見極め、それにふさわしい施策・組織へと、府政の構造を根底から変えていかねばなりません。	しかし、今後、右肩上がりの経済成長は望めません。また、分権型社会に向けた改革をはじめ、戦後50年以上続いた社会経済システムの構造を大きく見直していくことが、国・地方を通じて求められています。 <u>そのなかで、都市として多くの課題を抱える大阪こそが、再生に向けて改革のトップランナーであるべきですが、府政の構造はそれに対応したものにはなっていません。</u> 府として、限られた財源のもとで府民の安全・安心を守り大阪の活力を生み出すために何をすべきかを見極め、それにふさわしい施策・組織へと府政の構造を根底からそして急いで改革するため、 <u>府は、新しいスタートを切ります。</u>
	<なぜ危機に立ち至ったか>として、財政危機の要因等について加筆。	1 (20行目～)	（素案では、具体的取組編のみに財政危機の要因を記載）	<u>&lt;なぜ、危機に立ち至ったのか&gt;</u> 府財政が危機に陥った最大の要因は、戦後、我が国が経験したことのない、10年にも及ぶ長期不況によるものです。 <u>府税収入は激減し、未だ昭和62年度を下回る水準にあります。これに加えて、大都市圏の府県の財政安定化に十分配慮されていない地方税財政制度、それまで「あれもこれも」行ってきた施策構造からの転換の遅れ、教員・警察官を含む職員の人件費や公債費など義務的経費の増加等の要因があいまって、財政危機に立ち至りました。</u> <u>府税収入が落ち込むなか、府は、景気のよいときに蓄えた基金を取り崩してしのぎながら、税収の回復を期待して国に呼応した景気対策を行いました。税収の豊富な時代の「あれもこれも」行ってきた府政からの転換が遅れたことは否めません。このため、平成10年に「財政再建プログラム（案）」をとりまとめ、全国に先駆けた取組をすすめました。その成果の上に立ち、<u>施策・組織構造、行政運営システム、そして職員の意識など、これまでの「右肩上がりの時代」の府政の殻を打ち破り、出資法人改革や「負の遺産」の整理をも含めた、府政の全面的な構造改革をすすめます。</u></u>
	<スピーディで着実な改革実行のため>として、進行管理とその手法について加筆。	2 (8行目～)	この計画は、平成14年度から10年先を展望した長期的プログラムですが、14年度から16年度までの3年間を集中取組期間として、できることは先送りせず、どんどん着手していきます。また、今後の経済情勢の変化によっては、さらなる行財政改革の推進など機敏に対応します。	<u>&lt;スピーディで着実な改革実行のために&gt;</u> <u>この計画は、平成14年度から10年先を展望した長期的な財政見通しに基づいたものですが、14年度から16年度までの3年間を集中取組期間として、その期間内に取</u> <u>り組む内容を今年度中に明らかにし、</u> できることは先送りせずどんどん着手していきます。 <u>そして、その進捗状況を毎年点検し、府民の皆さんにわかりやすくお知らせします。</u> 集中取組期間終了後は、その時点での情勢の変化に応じて、計画の改定を行います。 また、今後の経済情勢の変化によっては、さらなる行財政改革の推進など機敏に対応します。

項目	変更内容	頁(案)	素案	案
改革の理念	「これからの自治体行政の役割」について、1)セーフティネットの整備、2)改革にあたっては府自らが最大限努力することを明記。	4 (11行目~)	自治体行政がこれから果たすべき役割は3つです。すなわち、 <b>地域づくりのシンクタンク</b> (地域のビジョンを示し、どのようにそれを実現していけばよいのかを示すこと)、 <b>府民や民間が存分に活動できる環境づくり</b> 、 <b>府民の自立を基本に、必要なときに必要な支援を行うこと</b> 、です。	自治体行政がこれから果たすべき役割は3つです。すなわち、 <b>地域づくりのシンクタンク</b> (地域のビジョンを示し、どのようにそれを実現していけばよいのかを示すこと)、 <b>府民や民間が存分に活動できる条件整備や環境づくり</b> 、 <b>府民の自立を基本にしながら、行政が担うべきセーフティネットを十分整えて、必要なときに必要な支援を行うこと</b> 、です。
		4 (16行目~)	<b>行財政改革には痛みが伴います</b> 。しかしながら、今、痛みを避けて、改革を先送りすると、結局は私たちの次の世代にツケを回してしまうこととなります。 府民の皆さんの理解と信頼が得られる府政に向けて、改革をすすめます。	<b>行財政改革には痛みが伴います</b> 。しかしながら、今、痛みを避けて、改革を先送りすると、結局は私たちの次の世代にツケを回してしまうこととなります。 <u>そのために、より少ないコストでよりよい府民サービスが行えるよう、府自らが最大限努力しながら</u> 、府民の皆さんの理解と信頼が得られる府政に向けて、改革をすすめます。
	「改革の視点」府民・NPOと手を携えます」に加筆	7	府政のあらゆる分野で協働を <b>先導的にすすめます</b> 。	府政のあらゆる分野で <b>NPOの特性を活かしながら先導的に協働をすすめます</b> 。
全国、スリムな組織づくり	IT活用による府庁の生産性向上について、その評価単位を記載。	11	目標管理制度の導入や庁内電子会議室「大阪維新電信室」による職員自らの改革により、2年間で <b>府庁の生産性を10%以上向上させます</b> 。	目標管理制度の導入や庁内電子会議室「大阪維新電信室」による職員自らの改革により、2年間で、 <b>仕事を処理する時間をベースに府庁の生産性を10%以上向上させます</b> 。
	指定出資法人の類型欄において、全法人の今後の対応方針を公表すること等を明記。	13	9月の「指定出資法人の決算概要」で、個別法人の平成12年度決算状況と課題を有する法人の対応方針を公表します。	9月の「指定出資法人の決算概要」において、 <b>すべての個別法人の平成12年度決算状況と今後の対応方針を公表します</b> 。
すべての施策を評価し、重点化/NPOと協働	「すべての施策を評価し、重点化/NPOと協働」の表題を変更	19	「全ての施策を評価し、重点化/NPOと協働~やるべきことを厳選して施策を再構築~」	「全ての施策を評価し、重点化~やるべきことを厳選して施策を再構築~NPOと協働」
	「施策の再構築と新しい予算編成システム」で、再生戦略会議の役割等について加筆。	19	新しい予算編成の仕組みのひとつとして、『 <b>再生戦略会議</b> 』を新たに設置します。この会議での議論を通じて、本計画の進捗状況、財政収支の見通しなどを踏まえた、限られた財源の効果的な配分方針を決定していきます。  府の <b>300施策・1,800事業のすべてについて、毎年度、施策評価を実施します</b> 。集中取組期間を中心に、府民の皆さんの理解を得ながら、府のやるべきことを見極め、 <b>思い切った施策再構築</b> をすすめていきます。	新しい予算編成の仕組みのひとつとして、『 <b>再生戦略会議</b> 』を新たに設置します。この会議での議論を通じて、 <u>大阪再生に向けた課題へ迅速に対応し</u> 、本計画の進捗状況、財政収支の見通しなどを踏まえ、限られた財源の <b>重点的な配分方針</b> を決定します。  府の <b>300施策・1,800事業のすべてについて、毎年度、施策評価を実施するとともに</b> 、集中取組期間を中心に、府民の皆さんの理解を得ながら、府のやるべきことを見極め <b>思い切った施策再構築</b> をすすめることで、 <b>限られた財源を効果的に投じてメリハリのある予算編成に努めます</b> 。
		21	「まちが安全・くらしが安心」、「人が元気」、「都市が元気」な大阪づくりに向けた将来の府政の役割と、当面取り組む主な施策の再構築はおおむね次のとおりです。また、中長期的観点から検討・実施していく <b>施策再構築のメニュー</b> は「具体的取組編」に記載しています。今後、これにとどまることなく、情勢の変化に機敏に対応し、 <b>施策評価</b> などを通じて、絶えず <b>施策の再構築</b> をすすめていきます。	「まちが安全・くらしが安心」、「人が元気」、「都市が元気」な大阪づくりに向けた将来の府政の役割と、 <u>集中取組期間である平成14年度から16年度の間に</u> 取り組む <b>主な施策の再構築</b> はおおむね次のとおりです。また、 <u>厳しい財政状況のもとでも将来の大阪に向け集中的に取り組む必要のある施策分野</u> 、及び中長期的観点から検討・実施していく <b>施策再構築のメニュー</b> については、「具体的取組編」に記載しています。今後、これにとどまることなく、情勢の変化に機敏に対応し、 <b>施策評価</b> などを通じて、 <u>たゆみない施策の再構築や限られた財源のメリハリのある配分</u> を行っていきます

項目	変更内容	頁(案)	素案	案	
すべての施策を評価し、重点化/NPOと協働	「将来の府政の役割と主な施策の再構築」の個別の項目について、素案公表後の状況変化等に伴う加筆修正	24	<b>身体障害者福祉センター附属病院</b> については、本来果たすべき障害者医療の広域的専門病院としての要請に十分応えた利用の実態にないことから、府が担うべき広域的・専門的な障害者医療やリハビリテーション医療などについて精査し、 <b>あり方の抜本的な見直しを行います。</b>	<b>身体障害者福祉センター附属病院</b> については、本来果たすべき障害者医療の広域的専門病院としての要請に十分応えた利用の実態にないことから、 <u>府立の病院において今後、担うべき広域的・専門的な障害者医療やリハビリテーション医療の機能をより効果的・効率的に提供する観点から、府衛生対策審議会における審議を踏まえ、そのあり方の抜本的な見直しを行います。</u>	
		24	地域の保健サービスの充実に向け、身近な保健サービスは市町村で実施し、 <b>府保健所については、難病、感染症などの専門サービスをより効率的に行うため、14カ所の支所を本所に統合します。</b>	地域の保健サービスの充実に向け、 <u>母子保健など身近な保健サービスは市町村で実施しています。府保健所については、難病、感染症などの専門サービスをさらに効果的・効率的に行うため、14カ所の支所を本所に統合します。</u>	
		26		<b>同和問題解決のための施策</b> については、同和地区やその出身者のみに対象を限定した <b>特別措置としての事業は終了し</b> 、今後は、様々な課題を有する府民の自助・自立を図る視点から、 <b>一般施策を活用して取り組みます。</b>	
		26	<b>府育英会奨学金</b> については、日本育英会制度との役割分担を図りながら、教育の機会均等を保障する観点から、 <b>抜本的に改正します。</b>	<b>府育英会奨学金</b> については、日本育英会制度との役割分担を明確にし、 <u>大学等は廃止し、高等学校等については、教育の機会均等を保障する観点から貸与額の充実を図るなど、抜本的に改正します。</u>	
		29	<b>貿易専門学校</b> については、民間の教育サービスが充実したことから、15年度から学生の募集を停止し、 <b>15年度末を目途に廃止</b> します。	<b>貿易専門学校</b> については、民間の教育サービスが充実したことから、15年度からの学生の募集を停止し、 <u>16年3月末を目途に廃止</u> します。	
		「NPO・府民との協働」において、NPOとの協働にあたっての府の基本認識等を加筆	31	NPOの成長と活動の活性化を支えるため、場の提供や情報の集積、マンパワーの養成などを行うとともに、府政の各分野で、NPOとの協働をすすめます。	<u>NPOは、幅広い府民の参加のもと、特定の領域についての専門性や柔軟性や機動性を発揮して、行政サービスを担っていける力を持っています。府はNPOの成長と活動の活性化を支えるため、場の提供や情報の集積、マンパワーの養成などを行うとともに、NPOがその特性を活かせる分野での協働をすすめます。</u>
	「公の施設の改革」において、今年度内に「改革プログラム」をとりまとめることを加筆	33	<b>今年度内にすべての施設についてそのあり方や費用節減・利用拡大などの達成すべき数値目標を公表</b> します。	<b>今年度内にすべての施設について、そのあり方や当面3カ年の施設ごとの費用節減・利用拡大などの達成すべき数値目標を具体的に定めた「改革プログラム」をとりまとめ、公表</b> します。	
大阪を再生するために	「大阪を再生するために」において、現行の地方税財政制度に対する府の認識等を加筆。	38	大阪再生のために、府はこれから全力で府政の構造改革をすすめます。しかし、財政を立て直し、府政再生を実現するためには、府自らの努力に加え、国の制度やルールを大きく改めることが欠かせません。	大阪再生のために、府はこれから全力で府政の構造改革をすすめます。しかし、 <u>これほどの深刻な財政危機に陥った要因の一つには、歳入の中心となるべき税収が景気の変動に左右されやすい一方で、歳出については、法令で負担が義務づけられている部分等が多く、弾力的に支出を抑制しにくい仕組みになっているなど、地方財政を取り巻く現行の諸制度が大都市圏の府県財政の安定化に十分配慮されていないことが背景にあります。</u> 財政を立て直し、府政再生を実現するためには、府自らの努力に加え、国の制度やルールを大きく改めることが欠かせません。	
	「地方税財政制度改革案の一例」における「改革後」の図を修正	39		図「地方税財政制度改革案の一例」中で、税源移譲に伴う府の財政効果額を記載。	